

令和 4 年度 基本評価における政策評価実施方針（案）について

実施方針の変更の主なポイント

○ 施策と事務事業の一体的な評価の実施

昨年度行った事務事業の評価手法の検証結果を踏まえ、事務事業評価に当たっては、施策評価と一体的に改善等を要する事務事業を選定し、点検・検証を実施（一次政策評価実施方針の第 2 の 2（2）、第 3 の 2（2）、3（2））

○ 適切な指標の設定

昨年度行った政策の評価における委員意見を踏まえ、施策目標や事業の取り組みの進捗状況を表す適切な指標の設定等について、実施方針に明記（一次政策評価実施方針の第 2 の 3（2））

○ 評価時点の変更

評価時点を 7 月 1 日に変更（一次政策評価実施方針の第 3 の 5）

○ 二次政策評価（事務事業評価）の視点

昨年度行った事務事業の評価手法の検証結果を踏まえ、前年度二次政策評価意見の視点を削除（二次政策評価実施方針の 3（2）、4（1）イ）